

令和2年度（2020年度）学士（社会科学）論文

日本の貧困と教育格差

令和3年（2021年）2月3日

山梨大学生命環境学部地域社会システム学科
学籍番号 L17SS003

植木優花

－ 要旨 －

本研究の目的は、日本の貧困と教育格差の関係を分析することである。また、この分析を通じて、本研究は、教育格差への解決策の提示を試みる。

日本における相対的貧困は、「世帯所得が等価可処分所得の中央値の半分の額(約 122 万円)に満たない状態」と定義される。日本において、2018 年時点で、総人口の約 15%（推計で約 1,947 万人）が、貧困層に属する。特に憂慮すべき子どもの貧困率は、13.5%であり、7 人に 1 人の子どもが貧困状態にある。

教育格差とは、「生まれた場所や家庭によって子供が受けられる教育の量や質が異なり（機会の格差）、その結果として学力や学歴に違いが生じること（結果の格差）」と定義される。機会の格差で顕著なものは、経済格差と地域格差である。また、結果の格差の代表的なものは、偏差値である。実際、貧困状態にある子どもの平均偏差値が、どの年齢も経済的に困窮していない世帯の子どもの平均偏差値を下回っている。

このよう問題への解決策として、経済同友会は、義務教育期間の完全無償化、貧困世帯への支援、高等教育における給付金型奨学金の拡充などを提案している。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、十分なオンライン環境を持たない貧困層が困窮し、教育格差が拡大していると推測される。この改善のためには、「EdTech」の活用などが望まれる。

謝辞

本論文を作成するにあたり、指導教員の渡邊幹彦教授から、丁寧かつ熱心なご指導を賜った。ここに感謝の意を表す。また、多くのご指摘を下さったゼミの同期の皆様に感謝する。ただし、本論文の誤りがあれば、それは全て筆者の責任である。

目次

| | |
|--|----|
| 1.はじめに | 4 |
| 1.1 目的 | 4 |
| 1.2 背景 | 4 |
| 1.3 意義 | 4 |
| 2.貧困とは | 5 |
| 2.1 貧困の定義 | 5 |
| 2.2 日本の貧困の現状 | 6 |
| 2.2.1 相対的貧困率の推移 | 6 |
| 2.2.2 生活保護世帯でみる貧困 | 7 |
| 2.2.3 世帯種類別でみる貧困 | 8 |
| 2.2.4 子どもの貧困 | 10 |
| 3.教育格差の現状 | 11 |
| 3.1 教育格差の定義 | 11 |
| 3.2 教育格差の現状 | 12 |
| 3.2.1 教育格差の原因 | 12 |
| 3.2.2 教育格差の影響 | 14 |
| 4.貧困また教育格差の解決に向けて | 17 |
| 4.1 貧困と教育格差に対する解決策 | 17 |
| 5.新型コロナウイルス状況下で拡大する教育格差 | 18 |
| 5.1 インターネット環境により拡大した格差 | 18 |
| 5.2 EdTech 活用を前提とした教育に向けた必要な環境整備 | 20 |
| 6.おわりに | 21 |
| 【参考文献】 | 22 |

1.はじめに

1.1 目的

本研究の目的は、2つある。1つ目は、日本の貧困の現状と、貧困と教育格差の関係を分析することである。2つ目は、貧困と教育格差における問題点を挙げそれに対する解決策を提示することである。

1.2 背景

貧困とは、「1日1.90ドル未満で生活する人」と世界銀行によって定義されている。その数は、世界で7億3600万人である。

日本のGDPは、アメリカ、中国に次ぐ世界3位でありながら、日本の所得格差と相対的貧困は、OECD平均を上回っている。2018年時点では、日本の総人口1億2644万3千人に対して、15.4%の推計約1947万2千人が貧困層と呼ばれている。それに比例するように、子どもの貧困率も年々増加しており、現在では7人に1人の子どもが貧困層にいる。厚生労働省によると、相対的貧困率の上昇は、高齢者層やひとり親世帯による貧困率の上昇が大きく影響している。

相対的貧困率の長期的動向を性別・年齢層別にみると、男性は、1985年には高齢者の貧困率が突出していた。しかし、2012年においては若者の貧困率が最も高くなっている。女性は高齢者の貧困率が高いことに変わりないが、貧困化する時期がより高齢期に移行するとともに、若年層の貧困率が大幅に上昇している。また、世帯種類別では、ひとり親世帯の貧困率が約50%と突出しており、夫婦と子どものみ世帯や三世帯世帯の貧困率は約10~15%と比較的低い。また、子どもの貧困においても、問題点がある。

1.3 意義

貧困の撲滅は、持続可能な開発目標の目標1「あらゆる場所のあらゆる貧困を終わらせる」¹とあるように、2030年までに達成する目標として、世界的に大きな課題となっている。近年では、日本国内でも貧困問題が深刻であるという認識が広まりつつある。貧困問題は、貧困世帯で育った子どもが大人になって再び貧困になるという、貧困の世代間連鎖が生じてしまい、撲滅させるのは簡単ではない。また、子どもの貧困は、家庭の経済状況や、住んでいる地域により生じる教育格差の一因でもある。経済格差や地域格差というこれらの要因が、子どもの学力獲得や教育水準に影響を与え、やがて子ども自身の階層や職業を決定してしまう。このことから、社会全体で貧困問題をより注視し、貧困や格差をどうなくしていくかがもっと議論されるべきである。また、新型コロナウイルスにより、教育格差が拡大したことが予想される。

¹ 外務省(2015)「SDGs日本語訳」(最終閲覧2020年11月16日)。

2. 貧困とは

2.1 貧困の定義

まず、貧困には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある。

絶対的貧困とは、人間としての最低限度の生活・生存を維持するのが困難なほどの貧困状態を指す。世界銀行は2015年10月に、貧困を「1日1.90ドル未満で生活する人」と定義している。(2015年10月以前は、1日1.25ドルと定義されていた。) 世界の貧困者数は、2015年で7億3600万人、世界の人口の10%にあたる²。

一方、相対的貧困とは、国の生活水準や文化水準と比較して困窮と判断された状態にあることを指している。

日本の貧困の定義として、厚生労働省は、「一定基準を下回る等価可処分所得しか得ていない者」としている³。一定基準というのは、貧困線のことであり、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額のことである。また、等価可処分所得とは、以下の式で定義される⁴。

$$\text{等価可処分所得} = (\text{総所得} - \text{拠出金} - \text{掛金} - \text{その他}) \div \sqrt{\text{世帯人員数}}$$

例えば、2017年時点での等価可処分所得の中央値は244万円なのでその半分122万円が貧困線となる。これに満たない人が貧困層になる。以下、表2.1で等価可処分所得の内訳を示す。

また、貧困率とは、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合である。

厚生労働省によると、相対的貧困率の上昇要因は、高齢者世帯や、ひとり親世帯に貧困層が多く分布していることである。

² 世界銀行(2018)「世界の貧困に関するデータ」。(最終閲覧日2020年10月11日)

<https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty>

³ 厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」。(最終閲覧日2020年10月11日)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

⁴ 厚生労働省(2020)「国民生活基礎調査 用語の解説」。(最終閲覧2020年11月10日)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/07.pdf>

表 2.1 等価可処分所得の総所得と拠出金・掛け金・その他の内訳

| 所得 | | 新基準 | |
|------|--------|-----------------|--|
| 総所得 | 当初所得 | | 雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金 その他の所得 |
| | 社会保障給付 | | 公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金 |
| 支出 | | | |
| 拠出金等 | 拠出金 | 税金 | 所得税 住民税 固定資産税 都市計画税 自動車税 軽自動車税 自動車重量税 |
| | | 社会保険料 | 医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料 |
| | 掛金 | 企業年金 個人年金等掛金 | |
| | その他 | 仕送り | |

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査 用語の解説」より筆者作成。

2.2 日本の貧困の現状

2.2.1 相対的貧困率の推移

最新の日本の相対的貧困率は、2018年時点の日本の総人口 1 億 2,644 万 3 千人に対して

15.4%と厚生労働省により発表されている。これにより、日本の貧困者数は、日本の総人口と相対的貧困率で算出すると、1,947万2222人と推計できる。

以下の表は、日本の相対的貧困率の推移を表したものである。1985年から2012年までの相対的貧困率は、緩やかな上昇傾向にある。最も高い数値は、2012年の16.1%である。

表 2.3 日本の相対的貧困率の推移

| 年 | 相対的貧困率(%) |
|------|-----------|
| 1985 | 12.0 |
| 1988 | 13.2 |
| 1991 | 13.5 |
| 1994 | 13.8 |
| 1997 | 14.6 |
| 2000 | 15.3 |
| 2003 | 14.9 |
| 2006 | 15.7 |
| 2009 | 16.0 |
| 2012 | 16.1 |
| 2015 | 15.7 |
| 2018 | 15.4 |

出所：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」より筆者作成。

2.2.2 生活保護世帯でみる貧困

ここで生活保護制度についてみていく。生活保護制度とは、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としたものである⁵。

2017年時点の日本の生活保護受給者数は、214万1881人であり、これは、日本の総人口の1.69%である。以下の表は、生活保護世帯数の推移を示している。ここでわかることは、生活保護世帯数は、1985年から2000年の間では減少傾向にあったが、2000年から再び増加傾向にあるということである。また、厚生労働省の最新の発表によると、2019年2月の統計では、1,635,515世帯と、前年同月と比べると、2,877世帯減少している⁶。

⁵ 厚生労働省「生活保護制度」(最終閲覧2021年1月18日)。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuho/index.html

⁶ 「被保護者調査(平成31年2月分概数)」(最終閲覧2021年1月24日)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/02.html>

表 2.2 生活保護世帯数の推移

| 年 | 生活保護世帯数 |
|------|-----------|
| 1985 | 780,507 |
| 1988 | 681,018 |
| 1991 | 600,697 |
| 1994 | 595,407 |
| 1997 | 631,488 |
| 2000 | 751,303 |
| 2003 | 941,270 |
| 2006 | 1,075,820 |
| 2009 | 1,274,231 |
| 2012 | 1,558,510 |
| 2015 | 1,629,743 |
| 2018 | 1,637,422 |

出所：厚生労働省「統計情報・白書被保護者調査（平成 30 年度確定値）」より筆者作成。

2.2.3 世帯種類別でみる貧困

ここでは、世帯種類別での貧困率をみていく。2019 年現在、日本の総世帯数は、5178 万 5 千世帯である。

以下の表 2.4 よりわかることは、以下のとおりである。子どものいる世帯は、1122 万 1 千世帯で日本の総世帯数の 21.7%となっている。子どもがいる世帯数は、年々減少傾向にある。

以下の表 2.5 から、子どもがいる現役世帯及び大人が二人以上の世帯の世帯員の貧困率は、近年緩やかな上昇傾向にあったが直近では改善傾向が見られる。また、大人が一人の世帯の世帯員の貧困率は、1997 年をピークに減少傾向にあり、2012 年から 2015 年にかけては、54.6%から 50.8%へと大きく減少している。

表 2.4 子どもがいる世帯数の推移

| 年 | 子どもがいる世帯数 |
|------|------------|
| 1986 | 17,364,000 |
| 1989 | 16,426,000 |
| 1992 | 15,009,000 |
| 1995 | 13,586,000 |
| 1998 | 13,453,000 |
| 2001 | 13,156,000 |
| 2004 | 12,916,000 |
| 2007 | 12,499,000 |
| 2010 | 12,324,000 |
| 2013 | 12,085,000 |
| 2016 | 11,666,000 |
| 2017 | 11,734,000 |
| 2018 | 11,267,000 |
| 2019 | 11,221,000 |

出所：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」より筆者作成。

表 2.5 世帯種類別の貧困率の推移

| 年 | 子どもがいる世帯のうち大人が一人の世帯(%) | 子どもがいる世帯のうち大人が二人以上の世帯(%) |
|------|------------------------|--------------------------|
| 1985 | 54.5 | 9.6 |
| 1988 | 51.4 | 11.1 |
| 1991 | 50.1 | 10.7 |
| 1994 | 53.5 | 10.2 |
| 1997 | 63.1 | 10.8 |
| 2000 | 58.2 | 11.5 |
| 2003 | 58.7 | 10.5 |
| 2006 | 54.3 | 10.2 |
| 2009 | 50.8 | 12.7 |
| 2012 | 54.6 | 12.4 |
| 2015 | 50.8 | 10.7 |

出所：厚生労働省「平成 29 年版 厚生労働白書 - 社会保障と経済成長 - 」より筆者作成。

2.2.4 子ども⁷の貧困

以下の表は子どもの貧困率の推移を表したものである。子どもの貧困率は、1985年から年々増加した後に、2003年に、一時減少した。その後、再び増加傾向がみられ、2012年に16.3%と最も高い数値となった。しかし、2015年に、13.9%と大きく減少した。

また、厚生労働省は、2018年時点で、日本の子どもの数が1551万7千人(15歳未満)に対し子どもの貧困率が13.5%(17歳以下)と発表した。依然として、7人に1人が貧困状態にある⁸。

表 2.6 子どもの貧困率の推移

| 年 | 子どもの貧困率(%) |
|------|------------|
| 1985 | 10.9 |
| 1988 | 12.9 |
| 1991 | 12.8 |
| 1994 | 12.2 |
| 1997 | 13.4 |
| 2000 | 14.4 |
| 2003 | 13.7 |
| 2006 | 14.2 |
| 2009 | 15.7 |
| 2012 | 16.3 |
| 2015 | 13.9 |
| 2018 | 13.5 |

出所：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」より筆者作成。

また、近年、就学援助の対象となる児童生徒が増加している。就学援助とは、このような学校に通学する上で必要な様々な費用の負担が困難と考えられる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品や通学、学校給食などの費用を援助するものである。つまり、生活保護を受ける子どもが増えているということである。義務教育段階では、授業料や教科書が無償となっている。しかし、それ以外にも多くの費用が必要であるのが現状である。例えば、学用品費や遠足・修学旅行費用などの学校教育費や給食費は、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で年間約17万円となっている。就学援助を受けることができる対象条件は、生活保護法に規定する

⁷ 子どもとは17歳以下の者をいう。

⁸ 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」。(最終閲覧12月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>

要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者と定められている⁹。以下の表のとおり、就学援助を受ける子どもが増加し、1995年から2008年の間に約2倍増加している状況がみられる。

表 2.7 就学援助を受ける生徒数の推移

| 年 | 児童生徒数(万人) |
|------|-----------|
| 1995 | 77 |
| 1996 | 78 |
| 1997 | 78 |
| 1998 | 83 |
| 1999 | 90 |
| 2000 | 98 |
| 2001 | 106 |
| 2002 | 115 |
| 2003 | 126 |
| 2004 | 134 |
| 2005 | 138 |
| 2006 | 141 |
| 2007 | 142 |
| 2008 | 144 |

出所：文部科学省(2009)「平成21年度文部科学白書」図表1-1-8より、筆者作成。

3.教育格差の現状

3.1 教育格差の定義¹⁰

ここで、教育格差の定義を示す。

教育格差とは、生まれた場所や家庭によって子どもが受けられる教育の量や質が異なり、その結果として学力や学歴に違いが生じることである。日本社会には厳然たる社会経済文化的な格差が存在し、親が大学を卒業しているのか、していないのか、家計の所得は低いのか、高いのかなど、それらの格差が子どもたちにも影を落としている。小学校入学時にはすでに学力格差が存在し、その格差のほとんどは維持されるか、拡大していく。生きている以上、何らかの差が生じることはあるだろうが、それが子ども自身に選択の余地がないところで生じていると

⁹ 「平成21年度文部科学白書」(最終閲覧2021年1月10日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/1295628_004.pdf

¹⁰ 前馬優策(2020)「ポストコロナと教育格差」、教育新聞、2020年7月17日(最終閲覧2021年1月19日)。https://www.kyobun.co.jp/education-practice/p20200717_02/

いう点で「教育格差」は重大な問題となる。

3.2 教育格差の現状

3.2.1 教育格差の原因

教育格差の要因は、主に2つに分類できる。

1つ目は、経済格差である。その理由は、経済格差が教育格差を、そして教育格差が経済格差を生むといった、負の連鎖が世代を超えて続いてしまう点である。貧しい子どもが満足な教育を受けられないまま親の世代になり、高い収入を得られないため子どもが生まれても質の高い教育を受けさせることができない。そしてその子どもも低収入の仕事に就くことになり、親の世代になる。親の学歴によっても格差ができてしまう。このように、世代を超えて貧困の連鎖が起こってしまう。

教育は、一人ひとりが自立し幸福を実現するための重要な基盤であるため、本来ならば、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることのできる環境を整えることが必要不可欠である。しかし、子どもに十分な教育を受けさせる際の費用を、誰がどのように負担するかが大きな問題である。

文部科学省によると、大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費は、公立の幼稚園から高校まで在学し国立大学に進学した場合が約1,000万円、それらが全て私立の場合で約2,300万円に上る。この教育費支出は、勤労世帯の平均可処分所得の2分の1超を占めている。このように家計が負担する教育費も含め生活費が、大学段階で大きなものとなっていることは、貯蓄率からも示されている。貯蓄率は、その年の可処分所得のうち、どれだけを貯蓄に回しているのかを示す割合で、この値がマイナスになると預貯金など貯蓄が取り崩され減少していることを示す。以下表3.1は、子どもが一人いる世帯・二人いる世帯のそれぞれにおいて、長子の成長段階と家計の貯蓄率を示したものである。いずれも、長子が大学生となった段階で貯蓄率がマイナスとなっている。このことから、子どもが大学生になった時点で、その時点の収入では教育費をまかなうことができず、それまでに十分に貯蓄できる余裕がある家庭でなければ進学を選択肢に入れることすら難しくなる様子がうかがえる。このような各家庭における教育費負担の重さは、世帯の所得が低いほどより深刻なものとなる¹¹。

以下表3.1の平均貯蓄率とは、以下の式で表すことができる。

$$\text{平均貯蓄率} = \{(\text{預貯金} + \text{保険掛金}) - (\text{預貯金引出} + \text{保険取金})\} \div \text{可処分所得}$$

¹¹ 「平成21年度文部科学白書」(最終閲覧2021年1月10日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/1295628_004.pdf

表 3.1 平成 16 年子どもの成長段階と家計の貯蓄率(%)

| | 子ども1人世帯の 平均貯蓄率 | 子ども2人世帯の 平均貯蓄率 |
|------|-------------------|-------------------|
| 2歳以下 | 11.4 | 2.2 |
| 3～6歳 | 11.4 | 9.0 |
| 小学生 | 16.5 | 13.5 |
| 中学生 | 10.4 | 12.4 |
| 高校生 | 0.2 | 6.3 |
| 大学生 | -10.4 | -11.9 |

出所：文部科学省(2009)「平成 21 年度文部科学白書」図表 1-1-3 より、筆者作成。

また、日本経済団体連合会によると、親の学歴による教育格差には、2つの特徴があることが明らかになった。第1に幼児教育からすでに格差は存在し、大卒の親の子どもは、幼稚園に通い、習い事を始める時期が早い傾向にある。第2に小学校の時点で親の学歴によって学力に差がみられる。中学校以降も出身家庭の社会経済的地位（Socioeconomic status；SES）と学力が関連したまま高校受験が行われるので、進学校には社会経済的に恵まれた家庭の子どもが多く集まる。そのような高校では大学進学を目指して塾や予備校に通い始める生徒が多い一方、社会経済的に恵まれない子どもの割合が高い入学難易度の低い高校では勉強しないことが「ふつう」であり、中退も特別なことではない¹²。また、少なくとも自分が受けた教育と同等の教育を子どもにも受けさせたいと考えているようで、高学歴の両親の方がより熱心に子どもに教育活動を行っていることが考えられる¹³。

2つ目は、地域格差である。都市と地方の発展の差は年々大きくなっており、子どもたちが得られる教育の機会にも影響が起きている。

経済的な面から地域格差を捉えてみる。就学援助率で見ると、全国平均 15.04%に対し、最多の高知県は 25.62%で平均の 1.7 倍、最少の富山県は 6.74%で平均の 5 割未満となっている。最多の高知県は最少の富山県の就学援助率の 3.8 倍に達し、経済的な地域格差は小さくないことを示している。また、平均賃金最多の東京都の就学援助率は全国平均を上回る 19.14%で、全国 9 位の高さである。賃金 2 位の神奈川県は就学援助率 15.33%とほぼ平均並みで 17 位、賃金 3 位の大阪府は就学援助率 22.7%、全国 4 位の高さである。大都市圏では収入が高くとも生活費も高いため、経済的なゆとりがない層が一定の割合で存在することを示すと同時に、大都市圏では極めて高収入の一部の人々が賃金の平均値を押し上げ、平均値が中央値や最頻値と乖離する傾向にあることも影響している。このように、就学援助率を見ると都道府県間

¹² 日本経済団体連合会(2020)「教育格差の現状と今後の政策」。(最終閲覧 2020 年 11 月 23 日)
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2020/1029_08.html

¹³ 国立教育政策研究所(2018) (最終閲覧 2020 年 11 月 23 日)。
https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_factorial_experiment.pdf

で4倍近い差があり、経済面での地域格差は生じている¹⁴。

文部科学省によると、学校および市町村の置かれている社会経済的な状況と、児童・生徒の学力との間には、明確な関連が見られる。就学援助率が低い学校の児童・生徒ほど、そして所得水準が高い市町村の児童・生徒ほど、相対的に学力が高い傾向がある。しかも、このような関連は、児童・生徒の勉強時間や通塾の影響を統計的に取り除いても、確認される。つまり、子ども自身の「努力」や通塾に還元されない学力格差が、厳然と存在しているということである。このことから、社会経済的に恵まれない地域に対して、行財政的な支援を積極的に行う必要があることが示唆される¹⁵。

3.2.2 教育格差の影響

教育格差の中で、最も大きいのが学力格差である。

以下の表は、全国学力・学習状況調査の正答率と家庭の世帯所得との関係に関して、5つの政令指定都市より100校を対象に追加調査を行った結果を示したものである。世帯所得が高いほど、正答率が高い傾向にあることがわかる。

表 3.2 世帯所得と子どもの学力(%)

| 世帯所得 | 正答率 国語 | 正答率 算数 |
|---------------|--------|--------|
| 200万円未満 | 56.5 | 62.9 |
| 200万円～300万円 | 59.9 | 66.4 |
| 300万円～400万円 | 62.8 | 67.7 |
| 400万円～500万円 | 64.7 | 70.6 |
| 500万円～600万円 | 65.2 | 70.8 |
| 600万円～700万円 | 69.3 | 74.8 |
| 700万円～800万円 | 71.3 | 76.6 |
| 800万円～900万円 | 73.4 | 78.3 |
| 900万円～1000万円 | 72.8 | 79.1 |
| 1000万円～1200万円 | 75.6 | 81.2 |
| 1200万円～1500万円 | 78.7 | 82.8 |
| 1500万円以上 | 77.3 | 82.5 |

出所：文部科学省(2009)「平成21年度文部科学白書」図表1-1-10より、筆者作成。

¹⁴ 御茶の水女子大学附属学校園 教材・論文データベース 「教育格差の地理的考察― 都道府県別の統計から見えてくるもの ―」。(最終閲覧 2021年1月18日)

<https://kyozai-db.fz.ocha.ac.jp/downloadpdfdisp/551>

¹⁵ 文部科学省「学力格差にどう立ち向かうか」(最終閲覧 2021年1月18日)。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/08013006/003/014.htm

さらに、日本財団は、「家庭の経済格差と子どもの能力格差の関係」について、以下のよう
にまとめている。

表 3.3 家庭の経済格差と子どもの能力格差の関係

| | 要旨 | 要点 |
|---|--|---|
| 1 | 貧困状態の子どもの学力は10歳を境に急激に低下する。 詳しくは、以下表3.4に示す。 | ①生活保護世帯の子どもの偏差値は平均的に低く、また10歳で急激に低下している。 ②困窮していない子どもは、緩やかに成績が伸びているが、困窮している子どもは、成績が伸びにくい。 |
| 2 | 貧困世帯の学力は低く、非困窮世帯の学力は上昇する傾向にある。 | 年齢があがるにつれ、貧困世帯の平均的な学力は低下し、困窮していない世帯の学力は上昇する。 |
| 3 | 低学力のまま年齢が上がると、学力を高めることが難しくなる。 詳しくは、以下表3.5に示す。 | 低学年時は、前年の偏差値が45以下であっても、翌年には3～4割が偏差値45超まで上昇するが、年齢があがるにつれ、「逆転」の可能性は低くなり、低学力が固定化してしまう。 |
| 4 | 基本的な非認知能力は、低学年時点から差が大きいということ。 | ①生活保護世帯の場合、小学校低学年の時点から、家の人へ相談しているか、がんばっていることの有無、朝食を摂る習慣といった基礎的な項目が、非生活保護世帯に比べ低水準にある。 ②勉強時間の目安を定めているか、友達や先生との関係などは、年齢があがるにつれて、両項目とも格差が拡大していく。 |
| 5 | 貧困下でも学力の高い子どもは、非認知能力が高いということ。 | ①貧困世帯のうち、学力の高い子どもは、生活習慣や学習習慣、思いを伝える力などが高水準にある。 ②生活習慣は、低学年時から差が大きく広がる。 |

出所：公益財団法人日本財団(2017)「家庭の経済格差と子どもの能力格差の関係分析を发表」より、筆者作成。

以下の表から、貧困状態にある子どもの平均偏差値は、どの年齢も経済的に困窮していない世帯の子どもの平均偏差値を下回っていることが分かる。特に、貧困状態にある10歳の子どもの平均偏差値が9歳から大きく低下している。これは、いわゆる、「10歳の壁」と言われる。

10歳の壁とは、小学4年の10歳頃に、学習内容に応用力を問う課題が増え、子どもたちがつまづきやすくなることを意味する。これには、「非認知能力」が重要なことが分かった。非認知能力とは、正しい生活習慣や自制心などのことを指し、この力を幼少期に養うか否かで、その後の発達に決定的と言えるほど重要な効果をもたらす。この非認知能力は、親から子への「社会的相続」によって養われる。社会的相続とは、学力以外で子どもの将来の自立に資する能力を引き継いでいく過程のことである。貧困世帯においては、親が仕事に追われて子どもと十分に接する時間を取れない、親自身も生活習慣が乱れ、子どもへの関心が低い、などの理由でこの社会的相続が十分に行われないケースが目立つ。これが、子どもが成長した後も貧困から抜け出せない「負の連鎖」を生んでいる可能性が高い。

表 3.4 生活保護世帯と経済的に困窮していない世帯の偏差値の推移（国語）

| 年齢 | 経済的に困窮していない世帯の子どもの平均偏差値 | 生活保護世帯の子どもの平均偏差値 |
|----|-------------------------|------------------|
| 7 | 48.6 | 45.6 |
| 8 | 50.1 | 49.6 |
| 9 | 50.4 | 48.5 |
| 10 | 50.6 | 45.1 |
| 11 | 51.0 | 46.1 |
| 12 | 51.8 | 46.6 |
| 13 | 53.0 | 48.8 |
| 14 | 53.1 | 47.3 |

出所：公益財団法人日本財団(2017)「家庭の経済格差と子どもの能力格差の関係分析を发表」より、筆者作成。

以下の表から、偏差値45を超えていない半分以上の子どもが、学力の上昇を見込めないということである。特に、その割合は、9歳から10歳になるときと13歳から14歳になるときに急激に減少している。

表 3.5 偏差値 45 以下の子どもが翌年に偏差値 45 超になる割合

| 年齢 | 偏差値45以下の子どもが翌年に偏差値45超になる割合(%) |
|----|-------------------------------|
| 8 | 42.2 |
| 9 | 37.1 |
| 10 | 27.5 |
| 11 | 29.5 |
| 12 | 31.3 |
| 13 | 34.5 |
| 14 | 23.9 |

出所：公益財団法人日本財団(2017)「家庭の経済格差と子どもの能力格差の関係分析を發表」より、筆者作成。

4. 貧困また教育格差の解決に向けて

4.1 貧困と教育格差に対する解決策

子どもの貧困や教育格差の問題は、世帯状況や生活環境、所得という様々な要因が複雑に絡み合っている。そのため、国民・国・地方自治体・企業がそれぞれの立場でこの問題に当事者として向き合い、協力していかなければならない。それにあたって、公益社団法人経済同友会は以下のように対応策を提案している。

表 4.1 子どもの貧困に対する具体策

| | 解決策 | 具体的内容 |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 相対的貧困よりも劣悪な状態にある子どもの救済措置 | 政府が子どもの権利としての最低条件を示し、各地方自治体を中心に企業・NPO・一般市民の協力のもとで対策を講じる。 |
| 2 | 3～5歳の就学前教育の義務化・無償化 | 貧困をなくすには、自立を促すことが不可欠であり、これには、非認知能力（意欲・自制心・やり抜く力・社会性など）の発達が大きな影響を与える。これらの能力を醸成するために就学前教育が有効である。 |
| 3 | 義務教育期間の完全無償化 | すべての子どもの権利として、義務教育期間においては、給食費や活動費等の学校生活にかかる諸費用もすべて無償にする。 |
| 4 | 高等学校を義務教育化 | 高度な教育の重要性が高まる社会においては、すべての子どもが高等学校卒業程度の教育レベルを獲得する必要がある。 |
| 5 | 専門性の高い技能・技術の習得を支援 | 国際的なリーダーシップや専門性を高める教育が欠如したまま非正規雇用を固定化させることのないよう、専門職大学制度の設置基準緩和、総合大学の卒業要件の厳格化などを実施し、ITスキルなどを含む、専門性の高い多彩な技能・技術の習得を支援する。 |

次ページに続く。

| | | |
|----|------------------------------|--|
| 6 | 給付型の奨学金制度を拡充 | 貸与型奨学金への卒業後の所得に連動した返済制度の導入に加え、経済的不安を抱える世帯や学生が安心して利用できる、真に有効な奨学金制度の整備・拡充する。 |
| 7 | 学生ボランティアへの社会的評価を確立 | 子どもの貧困への支援を行う NPO 等の団体でボランティア活動を行う学生に対して、教員免許取得要件への追加、企業の採用面接における評価への反映などを推奨する。 |
| 8 | 子どもが相対的貧困にある世帯の親への支援 | 公共部門による職業訓練の実施ならびに同期間の生活基盤を確保するための失業保険の給付拡充、また、給付付き税額控除への変更などを行い、若年層、特に出産・子育て世代の不本意非正規によるワーキングプアからの脱却を目指す。 |
| 9 | 企業がすべきこと | ①働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を増やすこと。 ②NPO に対し、資金・物資・人材・場所等の提供や支援を行う。 ③各地の企業拠点において、インターンシップや高等学校への派遣授業を実施し、職業教育と社会人教育の一助とする。 ④学生への給付型奨学金を支援または給付制度を設ける。 ⑤「子供の未来応援国民運動」の情報を活用した、各地での支援や未来応援基金に積極的に参加する。 ⑥学生の採用において、子どもの貧困への支援活動経験の有無に関する評価項目を設ける。また、学歴に関わらず専門性の高い学生を採用、活用する。 |
| 10 | 子どもへの支援に関する財源は、社会全体で負担 | 財政の健全化を前提に、消費増税分の教育目的化、「子ども国債」の発行、ふるさと納税の地元出身の学生を対象とした奨学金基金化など、社会保障と税の一体改革の中でしっかりと議論し、「高齢者から子どもへの予算の転換」を明確に打ち出し、所得再分配の構造変革をはかる。 さらに、就学前から学び直しまでの多様な教育の中から最も必要とするものを選択できる教育バウチャーの発行、子どもへの支援を行う NPO 法人等の団体への寄付における「認定 NPO 法人等寄附金特別控除」の控除額拡充や資産寄付に対する相続税控除を行うとともに、雇用保険の一部または全部を、事業主や従業員を介した子どもや子育て支援や失業時の教育財源に充てる。 |
| 11 | 地方自治体ごとに異なる子どもへの支援レベルを、全国で統一 | 子どもへの支援・投資は社会全体で負担するという認識のもと、社会福祉にまつわる支援・制度を全国で統一する。 |

出所：公益社団法人経済同友会(2017)「子どもの貧困・機会格差の根本的な解決に向けて－未来への投資による真の総活躍社会の実現－」より、筆者作成。

5.新型コロナウイルス状況下で拡大する教育格差

5.1 インターネット環境により拡大した格差

2020年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、多くの学校が臨時休業となり、授業を継続できないことが大きな社会問題となった。貧困層の家庭では、インターネット環境の整備が予想される。

以下のような、ある児童養護施設で子どもたちが困っているというニュースがある。

「当面は自宅学習とします。5月上旬からはオンラインによる授業になり、環境は各家庭で準備してください。」4月6日、都内の私立高校に通う生徒のもとに学校からメールが届いた。休校が続く中、今後の授業の進め方についてだった。しかし、児童養護施設には、個人のパソコンは、ない。パソコンはグループに1台である。通知には、「ネットワークに接続できるパソコンを各家庭で用意してほしい」と書いてあるが、簡単ではない。児童養護施設の運営費は

国や都道府県からの補助金が主で、その使い道は基本的に決まっている。特に、休校中は、すべての子どもたちが日中、施設にいる。学校の授業がオンラインで行われるからといって、特定の生徒が1日中使うわけにはいかない。幼稚園児から高校生まで40人ほどの子どもたちが暮らすこの施設では子どもたちが使えるパソコンは6人から8人のグループごとに1台しかない。自習をするにも最新の教材はインターネットを通じて手に入れなければならない。施設側は、パソコンの有無やインターネット環境の差で、子どもたちが学習面で後れを取ってしまうのではないかと危惧している¹⁶。このように、困っている子どもたちがたくさんいる。

文部科学省の調査によると、臨時休業を実施した学校のうち、半数以上が同時双方向型のオンライン指導を受けることができず、デジタル教材もあまり活用していないことが分かる。臨時休業によって、多くの学校で学びに遅れが生じただけでなく、教育のデジタル化に消極的な学校と積極的な学校との間に大きな教育格差が生じてしまったことも問題である。また、経済的に困窮している家庭の民間の教育サービスを利用できない事情がある家庭は、子どもたちが学ぶ機会が大きく制限されるなど、家庭間でも格差が拡大した¹⁷。

表 5.1 学校が課した家庭における学習の内容(%)

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-------------------------|-----|-----|------|
| 同時双方向型 オンライン指 導 | 8 | 10 | 47 |
| テレビ放送の 活用 | 35 | 34 | 31 |
| 教科書や紙の 教材の活用 | 100 | 100 | 99 |
| 教育委員会等 が作成した学 習動画 | 22 | 23 | 30 |
| 上記以外のデジ タル機材 | 34 | 36 | 51 |

出所：文部科学省(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」より、筆者作成。

¹⁶ NHK 教育サイト(2020)「新型コロナでオンライン授業 児童養護施設『パソコン足らず』」(最終閲覧 2021年1月25日)

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200420/k10012396761000.html?utm_int=word_contents_list-items_053&word_result=%E6%95%99%E8%82%B2

¹⁷ 文部科学省(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」(最終閲覧 2021年1月5日)

https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

5.2 EdTech 活用を前提とした教育に向けた必要な環境整備¹⁸

新型コロナウイルスによる教育への打撃を受けて、オンライン授業などの EdTech¹⁹ 活用がより一層重要なものとなった。経済的に困窮している子どもたちにも十分な教育を受けてもらうため、そして EdTech 活用を前提とした教育へと向かうため、EdTech 活用の環境を一刻も早く整備しなければならない。

以下の表は、EdTech 活用の環境を整備するうえで必要となる環境整備の事項を3つの観点から検討したものである。

表 5.2 3つの観点から見る必要となる環境整備

| 3つの整備 | 項目 |
|-------|--|
| ハード面 | 1. 高校生の一人一台端末整備 現在、高校生においては学校のネットワーク環境の整備だけにとどまっている。そのため、各家庭のインターネット環境の差が、学力の差につながることなく、すべての高校生が求められるスキルを身に着けられるよう、高校生においても一人一台端末の整備を国費投入によって早急に推進していくべきである。 |
| | 2. 通信費用の手当て 一人一台端末の整備を早急に進めるとともに、学校への持ち込みや、オンライン授業や宿題のために自宅で使用する家庭用端末のデータ通信費やモバイルルータにかかる費用などは、特に貧しい家庭に対しては、当該費用の一定額を手当てすることが必要である。 |
| | 3. 端末の整備にかかる諸費用の手当て キitting作業やセキュリティ対策、破損を保障する保険、買い替え等の端末にかかる諸費用への継続的な補助が必要である。 |
| ソフト面 | 1. 教育アプリの費用手当てと EdTech 導入補助金の拡充 教育アプリやオンライン副教材は問題演習に特化するのではなく、映像やアニメーションを用いて単元や概念の理解にも利用することが可能な教材を用いることで、格差拡大防止に大きな効果が期待できる。また、「EdTech 導入補助金」を拡充することで、教育アプリや EdTech を活用するモデル先進校を増やし、EdTech の普及を促進していくべきである。 |
| | 2. デジタル教科書の無償化と完全移行 デジタル教科書の導入によって、一方向型の授業を双方向型の授業に転換することができる。インターネット機能や動画・音声機能も活用することで、紙の教科書よりも学習の幅が広がり、アクセシビリティも向上する。新型コロナウイルスの拡大によって登校が不可能になっても、質の高い学校授業を継続することができる。また、現在デジタル教科書は有償となっている。コロナ時代の学びを実現するために、デジタル教科書を無償化するとともに、授業時数の制限を廃止すべきである。 |

次ページに続く。

¹⁸ 文部科学省(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」(最終閲覧 2021 年 1 月 5 日)

https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

¹⁹ EdTech (エドテック) は Education (教育) と Technology (技術) を組み合わせた造語。本提言では「学校や家庭を問わず、デジタル技術を活用した教育技法」と広く定義し、デジタル教科書や AI ドリル等の活用、家庭でのオンライン教育などを含む。

| | |
|-------------------|---|
| 教育 人 材 面 | 1.EdTech企業による教員研修の支援 コロナ時代の社会を生き、創造していく生徒を育てるためにも、教員はEdTechを活用した指導法を身に着ける必要がある。時代に合った教育を教員が行えるようにするためにも、政府は研修費用の手当てを十分に拡充すべきである。 |
| | 2.「教育の情報化に関する手引」の普及と充実 文部科学省は昨年12月に「教育の情報化に関する手引」を作成した。この手引にコロナに対応したオンライン教育の指導法を教科ごとに追記し、全国の教員に指導法の習得を促して手引を普及すべきである。新型コロナウイルス終息後も、先進校の指導法の知見を踏まえ、記載内容を更新したり、新技術に対応した指導法を記載したりするなど内容を充実化させることも必要である。 |

出所：文部科学省(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」より、筆者作成。

6.おわりに

ここまで日本における貧困の現状と、貧困と教育格差の関係について述べてきたが、親の貧困が子どもの教育を妨げてしまうことが分かった。教育格差の原因は、経済格差と地域格差である。両親の学歴が高ければ高いほど、その家庭の所得が高く、その家庭の子どもは、学校はもちろん塾に通うことができ、教育の機会が多いことが分かった。そのような家庭の子どもは、高校、さらには大学への進学率もよい。

また、世帯所得がSESを決めてしまい、家庭の経済状況がよくなければ、授業料を払うことも困難かもしれない。そうなれば、例え将来有望であろうとも、進学という選択を諦めざるを得ないかもしれない。このように、家庭の貧富の差で、子どもの将来にも差ができてしまうのである。

また、貧困が一因として起こる教育格差の具体的な支援策も明らかになった。今後の未来を背負う子どもたちのためにも、貧困による教育格差の連鎖を止めることが必要である。そのために、初等教育と中等教育における支援策として、義務教育期間の完全無償化や、貧困世帯への支援を手厚く実践していかなければならない。また高等教育においては、給付型奨学金の拡充が必要である。現在これらの支援策は進行段階にあり、今後の普及と発展が求められていくべきだと考える。

さらに、昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルスによって、教育現場でのオンライン化が進んだ。実際に、オンライン化したことで困っている子どもがいるというニュースがあるように、家庭のインターネット環境の差で子どもが受けられる教育の差がより拡大したことが分かった。今後、EdTech活用を前提とした教育に向けての早急な環境整備が求められる。

【参考文献】

- OECD 経済審査報告書 日本 (2017) (最終閲覧 2020 年 11 月 30 日)
<http://www.oecd.org/economy/surveys/Japan-2017-OECD-economic-survey-overview-japanese.pdf>
- 尾木直樹・森永卓郎 (2008) 「教育格差の真実 どこへ行くニッポン社会」小学館
- 外務省(2015) 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 仮訳
(最終閲覧 2020 年 11 月 16 日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>
- 公益社団法人経済同友会(2017) 「子どもの貧困・機会格差の根本的な解決に向けて－未来への投資による真の総活躍社会の実現－」 (最終閲覧 2020 年 12 月 7 日)
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/enmusubi/pdf/s3.pdf>
- 公益財団法人日本財団(2017) 「家庭の経済格差と子どもの能力格差の関係分析を発表」
(最終閲覧日 2020 年 10 月 18 日)
<https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/information/2017/20171120-22059.html>
- 厚生労働省公式ホームページ
- 「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」 (最終閲覧日 2020 年 10 月 11 日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>
- 「就労支援・自立支援・子どもの貧困対策に関する現状等について」 (最終閲覧日 2020 年 10 月 18 日)
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/kyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000167706.pdf>
- 「生活保護制度」 (最終閲覧 2021 年 1 月 18 日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogoo/index.html
- 「平成 22 年国民生活基礎調査の概況」 (最終閲覧日 2020 年 10 月 18 日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/>
- 「被保護者調査 (平成 30 年度確定値)」 (最終閲覧 2020 年 10 月 25 日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/kakutei.html>
- 「被保護者調査 (平成 31 年 2 月分概数)」 (最終閲覧 2020 年 10 月 26 日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/02.html>
- 「2019 年 国民生活基礎調査の概況」 (最終閲覧 2020 年 11 月 9 日)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>
- 「相対的貧困率に関する調査分析結果」 (最終閲覧 2020 年 11 月 16 日)
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf
- 「平成 24 年版 厚生労働白書」 (2012) (最終閲覧 2020 年 11 月 30 日)
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-05.pdf>
- 国立教育政策研究所(2018) 「親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係」

(最終閲覧 2020 年 11 月 23 日)
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28/nier_dps_008_201803.pdf
御茶の水女子大学附属学校園 教材・論文データベース 「教育格差の地理的考察
— 都道府県別の統計から見えてくるもの —」(最終閲覧 2021 年 1 月 18 日)
<https://kyozai-db.fz.ocha.ac.jp/downloadpdfdisp/551>
総務省統計局ホームページ(2020)
「人口推計」(最終閲覧日 2020 年 10 月 11 日)
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.html>
「平成 27 年国勢調査」(最終閲覧日 2020 年 10 月 11 日)
<https://www.stat.go.jp/info/today/106.html>
世界銀行(2018)「世界の貧困に関するデータ」(最終閲覧日 2020 年 10 月 11 日)
<https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty>
日本経済団体連合会(2020)
「EdTech 推進に向けた新内閣への緊急提言」(最終閲覧 2021 年 1 月 5 日)
https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/082_honbun.html
「教育格差の現状と今後の政策」(最終閲覧 2020 年 11 月 23 日)
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2020/1029_08.html
NHK 教育サイト(2020)「新型コロナでオンライン授業 児童養護施設『パソコン足らず』」
(最終閲覧 2021 年 1 月 25 日)
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200420/k10012396761000.html?utm_int=word_contents_list-items_053&word_result=%E6%95%99%E8%82%B2
前川史彦(2011)「日本における教育格差～プルトップ型教育がもたらしたもの～」、香川大学
経済政策研究、第 7 号(通巻第 7 号)、pp.65-85 (最終閲覧 2020 年 12 月 13 日)
<https://www.ec.kagawa-u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no7/Maegawa.pdf>
前馬優策(2020)「ポストコロナと教育格差」、教育新聞、2020 年 7 月 17 日
(最終閲覧 2021 年 1 月 19 日)
https://www.kyobun.co.jp/education-practice/p20200717_02/
松岡亮二(2020)「新型コロナが突きつけた「教育格差」」(最終閲覧 2020 年 11 月 29 日)
https://www3.nhk.or.jp/news/special/education/articles/article_19.html
文部科学省
「学力格差にどう立ち向かうか」(最終閲覧 2021 年 1 月 18 日)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/08013006/003/014.htm
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況
について」(最終閲覧 2021 年 1 月 5 日)
https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
「平成 21 年度文部科学白書」(最終閲覧 2021 年 1 月 10 日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/1295628_004.pdf

栗田萌希 「「10歳の壁」から貧困家庭の子どもを救え」、読売新聞、2017年12月25日、
電子版（最終閲覧2021年1月4日）

<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20171222-OYT8T50029/4/>